

## 緊急特恵停止措置の運用基準

平成十九年三月三十一日財務省、農林水産省、経済産業省告

### 示第一号

緊急特恵停止措置の運用基準を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

緊急特恵停止措置（エスケープ・クローズ）の運用基準は以下のとおりとする。

#### 一 基本的方針

(一) 緊急特恵停止措置の発動については、産業所管省の要請に応じて調査を行い、その上で発動の要否を判断する。

(二) 一般特恵税率の適用による特恵受益国・地域（後発開発途上国（以下「LDC」という。）を除く。）からの輸入増加に対しては、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の三第一項に規定する措置（一般特恵停止措置）により対処し、LDC特恵税率の適用によるLDCからの輸入増加に対しては、同法第八条の三第二項に規定する措置（LDC特恵停止措置）により対処する。一般特恵とLDC特恵の両者が相まって国内産業に影響を与えているような場合は、これらの措置を同時に発動することも認められる。

(三) 緊急特恵停止措置は、セーフガードと同様、緊急的な関税引上げを内容とするものであるが、セーフガードは国際協定及び国内法に基づき、一般税率を超えて関税率を引き上げる措置で

あるのに対し、緊急特恵停止措置は、国内法に基づき、特恵税率を一般税率に戻すに止まる措置であること等の相違があることに留意する。

#### 二 調査に係る指針

##### (一) 調査の開始

産業所管省は、特恵対象物品について、

イ 直近の貿易統計等から、特恵受益国・地域からの輸入が急増していると認められること

ロ 国内の販売価格、生産状況、販売状況等から、当該物品又は直接競合する物品を生産する国内産業の損害又はそのおそれが見込まれること

ハ 当該物品について、我が国の総輸入額に占める特恵受益国・地域からの輸入シェアが十分に高い、又は高まりつつあること

ト 等の状況に鑑み、特恵停止措置に係る調査が必要と判断した場合は、当該物品の貿易状況、国内の販売価格、生産状況及び販売状況に関する資料等その判断の根拠となる資料及び調査を迅速に実施する観点から可能であれば、調査決定後に意見・情報の提供又はヒアリングが可能である対象物品又はそれと競合する物品の主要な生産者、輸入者、利用者及び消費者等（又はこれらの団体）のリストを提供した上で、調査開始を財務省に要請する。財務省は、調査開始要請の検討結果を、速やかに回答するものとする。なお、調査が不相当との結論を出した場合に

は、その理由もあわせて回答するものとする。調査の開始が  
必要と認められる場合は、財務省は産業所管省と協力し、調査を  
開始する。

調査の対象物品は、原則として輸入統計品目表上の細分によ  
り指定するが、事例に応じ、当該物品の輸入が国内産業に与え  
る影響を判断するためにより適当な方法がある場合は、それによ  
る。

#### (二) 調査の開始の公表

調査を開始した場合は、以下のような事項を財務省ホームペ  
ージ等で公表する。

- イ 調査の開始
- ロ 調査の対象物品及びその主な輸入国
- ハ 左記(三)の意見・情報の提出方法

#### (三) 調査の方法

調査に際しては、入手可能な統計資料を分析するほか、対象  
物品又はそれと競合する物品の主要な生産者、輸入者、利用者  
及び消費者等（又はこれらの団体）に意見・情報の提供を求め  
る。また、必要に応じて、これらの者・団体へのヒアリングを  
行う。

#### (四) 調査の終了

調査は、調査の開始を公表した後、原則として二箇月以内、  
最長でも三箇月以内に終了し、結論を出す。

調査が終了した場合、以下のような事項を速やかに財務省ホ

ームページ等で公表する。

イ 調査の結論及びその理由の概要

ロ 緊急特恵停止措置を発動する場合、その対象物品・対象国

ハ 緊急特恵停止措置を発動する場合、その施行時期及び発動  
期間の見込み

#### 三 発動に係る指針

##### (一) 発動要件の判断基準

イ 輸入の増加

一般特恵停止措置については、

(イ) 一般特恵適用輸入の増加

(ロ) 一般特恵適用輸入の国内市場占拠率の増加  
を併せて勘案する。

LDC特恵停止措置については、

(ハ) LDC特恵適用輸入の増加

(ニ) LDC特恵適用輸入の国内市場占拠率の増加  
を併せて勘案する。

一般特恵輸入の増加とLDC特恵輸入の増加は区別して評  
価することを原則とするが、必要に応じて、両者を併せて、総  
合的にその増加を判断する。

ロ 国内産業の損害

以下のような事項を総合的に勘案する。

(イ) 輸入品及び国産品の販売価格

その際、例えば、輸入急増前後の輸入品価格と国産品価

格の変化を検討する。

(ロ) 国内産業の生産に関する状況

その際、例えば、国内における当該産品に係る販売量・販売額、生産量・生産額、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化等の指標を検討する。

ハ 特惠適用輸入と国内産業の損害との因果関係

以下のような事項を総合的に勘案する。

(イ) 一般特惠適用輸入とLDC特惠適用輸入のそれぞれが国内産業に及ぼす影響（必要に応じ、両者相まって国内産業に及ぼす影響）

特に、特惠適用輸入の増加により、国産品価格が、国内産業の再生産が可能な水準を下回り又はそのおそれが見込まれ、若しくはその他適切な指標に鑑み影響が生じ又はそのおそれが見込まれるか否かについて検討する。

(ロ) 特惠適用輸入以外の輸入の影響

(ハ) その他、国内産業の損害に影響を及ぼしうる要因

特に、国産品の供給過剰等の要因が見受けられるか否かについて検討する。

以上の事項に関する調査の結果、その対象となる物品について、

ニ 特惠適用輸入が増加していること

ホ 当該物品又は直接競合する物品を生産する国内産業に損害又はそのおそれが生じていること

ヘ ホの状況が、ニの影響により生じていることが認められた

場合は、特惠停止措置を発動すべく、速やかに政令制定作業を進める。

(二) 発動期間

措置の発動期間は、原則として六箇月以内とする。ただし、発動後の輸入動向、国内産業の状況等に鑑み、延長が必要と判断される場合は、当初の発動期間と合わせて、最長一年以内の範囲で延長できる。

(三) 関税・外国為替等審議会への報告

調査及び措置の発動に係る状況は、調査開始後又は措置の発動後、最初に開催される関税・外国為替等審議会において報告する。